東京、昭47不19、昭47.10.３

命　　令　　書

申立人　　石光金属工業労働組合

被申立人　　石光金属工業株式会社

主　　文

本件申立てを棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　申立人石光金属工業労働組合（以下「組合」という）は、昭和47年２月19日被申立人石光金属工業株式会社の従業員21名が結成した労働組合で、現在の組合員は約50名である。

⑵　被申立人石光金属工業株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社工場を置き、主として喫煙用ライターの製造販売を営む株式会社で、その従業員は約130名である。

⑶　なお、会社の従業員96名が昭和46年12月21日結成した日本労働組合総評義会全国金属労働組合東京地方本部荒川地域支部石光金属工業分会（以下「分会」という）があり、その分会員数は現在約11名である。

２　分会結成直後の労使関係

⑴　分会は昭和46年12月21日結成と同時に、すでに支給を受けていた年末一時金に一律15

万円の上積支給をせよとの要求を含む13項目の要求書ならびにこれに関する団体交渉申入書を会社に提出した。これに対して会社は翌22日まず団交ルールを取り決めたいなどと回答したが、分会は団交の早期開催を求めて23日から28日まで時限ストを行ない会社が同月28日提案した「団交ルールについての協定書」案を不満として団交ルールの取り決めは進まなかった。こうして分会は29日（正午）から昭和47年１月５日（正午）まで全面ストライキを、その後は半日および１日のストライキを続け、この間分会員14～15名づつが交代で会社食堂内に泊り込んだりした。

⑵　会社は１月11日ロックアウトの実施を決定し、翌12日早朝会社役員、課長、係長らのほか、白ヘルメットを着用し角材をもった警備員約20名は食堂内に泊り込んでいた分会員および会社構内の寮（第二工場寮および本社の女子寮）に居住していた分会員を実力で社外に排除した。

⑶　分会は12日朝ストライキ体勢をとき、就労を要求した。

３　分会からの不当労働行為救済申立と同事件における審査の実効確保の措置の勧告

⑴　こうして会社が分会に対してロックアウトを行なった直後の同月14日会社のＢ１課長は分会員Ａ１の自宅を訪問し、「分会員は会社に入れない、分会を脱退して会社に帰ってきてくれ」と伝えたほか、当時の会社の課長、係長らは同日から連日のようにいっせいに分会員の自宅を訪問したり、自宅に電話をかけたりして、分会からの脱退を勧めた。こうして分会員の数は次第に減少しはじめた。

⑵　そこで分会は同月25日当委員会に会社を相手どって、分会からの脱退勧誘の禁止をもとめる不当労働行為救済申立をした（都労委昭和47年不第５号事件）。しかし、会社の課長､係長らによる分会からの脱退勧誘はこの救済申立の後にも引続き行なわれ、１月14日から２月10日までに当時の会社の課長６名、係長13名のうち１名づつを除いた全課長、全係長によって延30数回にも及んで行なわれていた。そこで分会は２月14日当委員会に対して労働委員会規則第37条の２にもとづき、会社が職制をして従業員の家庭を訪問せしめ分会からの脱退を勧誘することの禁止と、分会側の証人に予定している者に対して脱退をすすめることの禁止を内容とする審査の実効確保の措置の勧

告方を申立てた。当委員会は翌15日この措置の勧告に関する会社側の意見を聴取した。

⑶　そして当委員会は、会社側の自戒を求めつつ事態の平静に帰することを待望していたが、同年３月始めに至って会社の係長らが分会側から前記事件の証人に出頭する予定となっている者の帰省先（新潟県）にまで訪問し、分会からの脱退などを要望している旨が報告されたので３月８日会社に対して次のとおり勧告した。

「①貴社は貴社の課長、係長、嘱託が申立人組合に属する組合員の自宅を訪問し、電話をかけ組合から脱退するよう申し入れていることを放置してはならない。②貴社は課長、係長について、同訪問の有無などを調査し、書面によって禁止を命ずるなど適当な措置をとらなければならない。③前項の措置について３月15日までに書面をもって当委員会にその結果を報告されたい。」

⑷　この勧告をうけた会社は翌９日Ｂ２（課長心得）、Ａ２、Ｂ３、Ｂ４、Ｂ５、Ｂ６、Ｂ７、Ｂ８（以上係長）に宛てて次のような通告書を手渡した。

「①従前から注意しているように分会に所属する従業員の自宅を訪問し、電話をかけ組合から脱退するよう申し入れてはいけない。②右事実の有無について調査をする必要がありますので、３月14日までに文書をもって報告されたい。」

４　組合の結成とこの通告に対する抗議

⑴　組合はこの間昭和47年２月５日組合結成準備会を発足させ同月19日前記のとおり従業員21名で組合を結成し、同日その旨を会社に通告した。しかし会社は前記２月15日の都労委からの意見聴取に際して何か別の動きがあるようだと遠廻しに述べたものの、指摘されている課長、係長らの言動が別の組合を結成するためのオルグ活動とみられるなどとは全く述べず、同月19日申立人組合が現実に結成された後も会社から当委員会に対する報告はなかった。すなわち、この間の経過に関する証人Ｂ９（会社の常務取締役）およびＡ２（申立人組合の委員長）の証言によれば、会社は分会から前記のような指摘を受けた直後Ｂ10取締役を担当者として、課長や係長らについて調査を進めたが、その際同人らから組合結成の準備活動であるという答えは受けなかったというのであり、２月19日申立人組合が結成された旨の通告を受けた段階で同人らの従前

の説得活動は組合結成の準備活動であったかと推測したけれどもとくにこの旨を都労委に報告することまでは気付かずに推移したというのである。

⑵　組合は３月13日この通告書は組合活動に対する支配介入であるとして会社に抗議するとともに、その撤回を求めたが、会社はこの通告は都労委の勧告にもとづいて発したもので都労委が撤回しない限り会社の判断のみで撤回することはできないと答えた。

第２　判断

１　当事者の主張

申立人組合は会社の前記通告書は正当な組合活動に対する不当介入であると主張し、会社はこの通告書は都労委の勧告に基づいて発したもので不当労働行為の意図は全くないと主張する。

２　会社の通告について

⑴　会社が申立人組合を嫌い悪感情を有していたと認めるべき証拠は皆無であって、却って、証人Ａ２も「会社のほうとしては積極的に組合活動を阻害しようという態度ではないように私も受け取っています」と証言しているとおり、会社には申立人組合の活動を制約しようとする意図は全くなかったものであって、会社は昭和47年１月以降におけるＡ２係長らの活動、ひいて同人ら係長が中心となって結成した申立人組合の活動が会社の希望とも合致するとしてむしろ好感を寄せていたと認められる。

⑵　ところで会社がＡ２らに対して前記のような通告をしたのは前段認定のとおり都労委から勧告を受け、これにしたがったものであるが、都労委は会社の課長、係長らによる分会脱退の勧誘が連日継続されていたことに鑑み前記勧告を発したもので、この勧告はもちろん他の労働組合の正当な活動を阻止したり、弱めたりするねらいをもつものではない。したがって、会社の前記通告ももちろん、Ｂ２課長心得、Ａ２ら係長個人に宛てて発せられておりＡ２らは同時に申立人組合の委員長、書記長、執行委員などの職にあったけれども、同人らの組合活動を制約しようとしたものではない。

⑶　なお、組合は分会側が都労委の勧告ひいて本件通告のなされたことを情宣活動に利用しているため申立人組合の活動上支障が多いとも主張している。しかし(ｱ)仮りに

そのような支障があるとしても、それは使用者たる会社が宣伝しているのではなく、組合と対抗する立場にある分会が情宣活動に利用しているのであるから、その責任を会社に帰せしめることはできず、(イ)またそのような情宣活動は前事件において分会員に分会からの脱退を働きかけたと認定されている者が申立人組合の執行部を占めているためとも見られ、申立人組合がそれらの批判をはねのけるのは申立人組合の今後の活動にかかっているというのほかなく、会社の今次の通告、ひいてその前提となった都労委の勧告があったためではない。

⑷　以上の次第であるから会社の行為は申立人組合の運営に対する支配介入に該当しない。

第３　法律上の根拠

会社の行為は労働組合法第７条に該当しないから同法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和47年10月３日

東京都地方労働委員会

会長　塚　本　重　頼